

## 法定繰入の対象となる「事務費」の取扱いについて

### 第1回財政運営WGでの説明

法定一般会計繰入の対象となる事務費のうち、既に多くの市町村で一般的に実施されているものについては、廃止の方向で検討する。

- ・ 準統一に向けた既存交付メニューの整理が必要（激変緩和のため令和7年度に前倒しでの廃止を検討）
- ・ 生み出した財源でインセンティブによる交付の拡充や保険税、納付金の抑制を図ることができる。

### 方向性の再検討

#### 〈懸念点〉

- ・ 素案として示した廃止対象メニューの中には、保健事業に係る需用費や郵送費などが多く含まれていた。
- 予算科目が「保健事業費」とされている費用を法定繰入対象の事務費として扱うのは難しいのではないか。
- ・ 市町村の新規予算要求の期限を超過している場合があり、令和7年度予算への反映が難しいのではないか。



廃止対象：「総務費」として整理される費用を一般会計からの繰入対象とし、県2号繰入金の交付メニューから廃止する。

廃止年度：令和8年度交付基準からとする

### 廃止メニューの案

- |                            |                                  |
|----------------------------|----------------------------------|
| 1 (4) 医療費通知に要する経費があること     | 3 被保険者資格の適用適正化等に要する経費があること       |
| 4 国民健康保険税適正賦課対策に要する経費があること | 6 (2) 国民健康保険被保険者証等の送付に要する経費があること |
| 6 (3) 制度周知に要する経費があること      |                                  |

※ 廃止の考え方（一般会計からの繰入対象と整理したこと）については、国の見解も踏まえて、令和7年4月頃を目途に県から何らかの形で通知等を発出予定